

令和6年度 固定資産税 償却資産申告の手引き

日頃より、当市の税務行政に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
固定資産税は、土地及び家屋以外に償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。

償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在（賦課期日）、島田市内に所在する償却資産について申告が必要（地方税法第383条）ですので、この手引きを御覧いただき、提出期限までに申告書を御提出いただきますようお願いいたします。

提出期限は、令和6年1月31日（水）です。

期限間近になりますと窓口が大変混雑しますので、令和6年1月19日（金）までの提出に御協力ください。

提出・お問合せ先

〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1
島田市役所 課税課 資産税担当 本庁舎2階2番窓口
電話 0547-36-7141（直通）

金谷支所及び川根支所においても申告書の受付は可能ですが、内容の説明や御質問への回答はできかねますので、お問合せは課税課 資産税担当までお願いします。

島田市ホームページでも御覧いただけます！

償却資産（固定資産税）について
QRコード



《目次》

I	固定資産税 償却資産の概要	1
II	申告の留意点	2
III	申告対象となる償却資産について	3
IV	特例資産について	7
V	国税との主な違い	7
VI	税額の算出方法	8
VII	記入例	9
VIII	提出方法・調査等に関するお知らせ	10
IX	償却資産申告に関するQ & A	11

I 固定資産税 償却資産の概要

1 固定資産税について

固定資産税とは、毎年1月1日（賦課期日）現在に土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している方が、固定資産の価格を基に算定される税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

例年、5月初旬に納税通知書を発送し、年税額を4回に分けて納めていただいております。

なお、年の途中で所有権移転しても、1月1日現在の所有者が納税義務を負うこととなります。

◀固定資産税の納税義務者▶

土地	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている方
家屋	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている方
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている方

2 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方、駐車場やアパートなどを貸している方、農業を営まれている方、太陽光発電設備等により売電をしている方が、その事業のために用いる構築物、機械、車両、工具、備品等を償却資産といい、固定資産税の課税対象となります。

土地及び家屋は、用途に関わらず所有していれば固定資産税が課税されますが、償却資産は事業の用に供しているものに限って課税されます。

固定資産税の課税対象となる償却資産には、次のような要件が定められています。

- (1) 固定資産税の土地及び家屋の課税客体ではないこと
- (2) 無形減価償却資産ではないこと
- (3) 税務会計上の損金又は必要な経費に算入されるべき性質の資産であること
- (4) 税務会計上の少額減価償却資産ではないこと
- (5) 自動車税又は軽自動車税の課税客体ではないこと

3 償却資産申告書の提出先

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における償却資産の状況を、1月末日までに、その資産が所在する市町村に申告しなければなりません。

複数の市町村に償却資産を所有する場合には、所在する市町村それぞれに償却資産申告書を提出する必要があります。

例えば、他市に本社がある法人であっても、島田市内の支店で償却資産を使用している場合又は島田市内の事業者が償却資産を貸している場合には、島田市に所在する償却資産について島田市に申告をしていただくこととなります。

4 税額算出方法

償却資産申告書により申告された資産一品ごとに、その取得価額、耐用年数及び経過年数に基づき税金の基となる課税標準額を算出し、これに税率1.4%を乗じることで固定資産税の税額を算出します。

II 申告の留意点

1 個人事業者の方が亡くなられた場合

年の途中で個人事業者が亡くなられて事業を廃止した場合は、親族の方が申告書右下の「18 備考」欄に事業を廃止した年月日、資産の処分状況等を記入して提出してください。

相続で事業を引き継いだ場合は、申告書の住所・氏名欄を二重線で消し、新所有者のものに書き換え、右下の「18 備考」欄に「〇年〇月旧所有者死亡のため相続」と記入して提出してください。

≪個人事業者の方が亡くなられた場合における償却資産申告書の提出≫

所有者		償却資産申告書の取扱い
旧所有者（亡くなられた方）	➔	事業廃止
新所有者（相続人・承継した方）	➔	事業開始（新規）

2 事業を廃止した場合

事業を廃止した場合は、右下の「18 備考」欄に事業を廃止した年月日、資産の処分状況等を記入して提出してください。

年の途中で事業を廃止した場合であっても、その年の税金は納めていただく必要があります。

3 名称を変更した場合

事業者名を変更した場合は、旧名称と新名称がわかるよう申告書の氏名欄を二重線で消し、新所有者のものに書き換え、右下の「18 備考」欄に「旧) ○○○○○→新) ○○○○○」と記入して提出してください。

ただし、新旧所有者の法人番号が異なる場合や法人成りした場合には、別の所有者として取り扱いますので、それぞれ申告書を提出する必要があります。

4 耐用年数を経過した資産について

耐用年数を経過（償却済み）した償却資産であっても、事業の用に供している資産は固定資産税の課税対象となりますので、必ず申告書に記入してください。

5 修繕又は改良した場合

償却資産の機能を維持するために支出された費用は、修繕費として税務会計上一時に損金又は必要な経費に算入され、固定資産税の対象から外れます。

一方、償却資産の使用可能期間又は機能を増加させるために支出された費用は、改良費に該当し、固定資産税の課税対象となりますので、申告書に記入してください。

改良費は、機械設備本体の価額と区分し、改良費を一つの資産として申告してください。この場合の耐用年数は、機械設備本体の耐用年数と同じ年数とし、改良を加えた時期を取得時期とします。

6 申告した内容に誤りが見つかった場合

申告した内容に誤りが見つかった場合は、速やかに修正申告書を提出してください。

修正申告書は、通常の償却資産申告書の様式と同じです。修正申告をする場合は、必ず「18 備考」欄に「修正申告」と記入して提出してください。

III 申告対象となる償却資産について

1 申告対象となる主な償却資産 資産種類別（具体例）

資産種類		主な償却資産の例示	
1	構 築 物	構 築 物	看板（広告塔等）、庭園、門、塀・緑化施設等の外構工事、フェンス、構内舗装（駐車場の舗装路面含む）、焼却炉、屋外配管、貯水池等
		建 物 付 属 設 備	受変電設備、生産事業（製造、加工、修理等）の工程上必要な設備（工場における動力用電気設備、製品の洗浄用・冷却用の給排水設備、加熱用のガス設備、ボイラー設備等）、中央監視制御設備、建物から独立した諸設備（スポットライト、外灯等）、テナントの内装工事等
2	機 械 及 び 装 置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、印刷機械、農業用機械、太陽光発電設備等	
3	船 舶	ボート、遊覧船、漁船等	
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0、00～09及び000～099」、「9、90～99及び900～999」などの車両）等 ※普通自動車、軽自動車、小型特殊自動車は該当しませんので、記入しないでください。	
6	工 具 器 具 及 び 備 品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン等）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等	

2 申告対象となる主な償却資産 業種別（具体例）

業 種 等	資産の名称
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等（賃借人（テナント）等が取り付けた場合）、看板（広告塔、ネオンサイン等）等
小 売 業	陳列棚、陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む）、間仕切等
喫 茶 ・ 飲 食 店	カウンター、室内装飾品、放送設備、カラオケ機器、厨房設備、冷蔵庫等
工 場 ・ 作 業 所	受変電設備、旋盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、門、塀、溶接機、貯水設備、福利厚生設備、大型特殊自動車、看板等
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
建 設 業	大型特殊自動車、ポンプ、発電機、コンクリートカッター、ミキサー等
理 容 ・ 美 容 業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、ドライヤー、サインポール等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、給排水設備、ビニール梱包装置等
病 院 ・ 診 療 所	医療機器（レントゲン装置、手術機器、ベッド等）、各種キャビネット等
駐 車 場 業	屋外照明設備、路面舗装、駐車装置、料金清算機、フェンス等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、地下タンク、独立キャノピー、防壁等
不 動 産 賃 貸 業 ビ ル ・ ア パ ー ト	受変電設備、電気設備、屋外の給排水ガス設備、駐車場等舗装路面、植込み、看板、通信放送機器、中央監視制御装置、集合郵便受け、フェンス等
パ チ ン コ 店	パチンコ・パチスロ台、両替機、玉貸機、還元機、駐車場設備、照明設備等
ホ テ ル ・ 旅 館 業	客室設備、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、駐車場設備等
テ ニ ス ク ラ ブ	コート、フェンス、オートテニス設備、人工芝、駐車場設備、照明設備等
ゴ ル フ 練 習 場	フェンス、ネット設備、芝刈機、ボール自動貸出機、集球設備、照明設備等
カ ラ オ ケ ボ ッ ク ス	カラオケセット、接客用家具、駐車場設備、照明設備等
コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	陳列棚、陳列ケース、カウンター、事務機器、駐車場等舗装、塀・側溝等
農 業	ビニールハウス、資材置き場、脱穀機、籾摺機、乾燥機、大型特殊自動車等

3 建築設備等の家屋と償却資産との区分

※あくまでも参考であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

設備種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋	償却	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式等	○		
外構工事	外構工事	工事一式（門、塀、緑化施設等）等		◎	
電気設備	受変電設備	設備一式等		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎	
	中央監視設備	設備一式等		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式等			◎
		屋内設備一式等		○	
	電力引込設備	引込工事等		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備等			◎
		上記以外の設備等		○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器等			◎
		配管・配線・端子盤等		○	
	L A N 設備	設備一式等		◎	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器等			◎
		配管・配線等		○	
	インターホン設備	集合玄関機等			◎
上記以外の設備等			○		
監視カメラ設備	受像機（テレビ）、カメラ等			◎	
	配管・配線等		○		
避雷設備	設備一式等		○		
火災報知設備	設備一式等		○		
空調設備	空調設備	壁掛式ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備等		◎	
		上記以外の設備等		○	
換気設備	換気設備	特定の生産又は業務用設備等		◎	
		上記以外の設備等		○	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備等		◎	
		配管・高架水槽、受水槽・ポンプ等		○	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）等		◎	
		局所式給湯設備、中央式給湯設備等		○	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備等		◎	
		屋内の配管等		○	
衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）等		○		
消火設備	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びびノズル、ガスボンベ等		◎	
		消火栓設備、スプリンクラー設備等		○	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア等		◎	
		エスカレーター、ダムウェーター等		○	
	厨房設備	飲食店、ホテル、百貨店等、寮・病院等の厨房設備等		◎	
		上記以外の設備等		○	
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備等		◎	
		上記以外の設備等		○	
その他の設備	冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）等		◎		

※賃借人（テナント）が取り付けした内装・造作は、償却資産として取扱います。

4 少額の減価償却資産の取扱い

	償却方法	取得価格			
		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
1	一時に損金算入(1)(5)	対象外	－	－	－
2	3年で一括償却(2)(5)	対象外	対象外	－	－
3	リース資産（ファイナンスリース）(3)	対象外	対象外	対象	対象
4	中小企業者等の少額資産特例(4)(5)	対象	対象	対象	－
5	個別に減価償却しているもの	対象	対象	対象	対象

- (1) 使用可能な期間が1年未満又は取得価格が10万円未満の資産で、取得した事業年度に損金経理をしたとき又は所得の計算上損金に算入した場合、対象外です（法人税法施行令第133条第1項、所得税法施行令第138条第1項）。
個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産は全て必要経費となるため、個別に減価償却することはないため対象外です。
- (2) 取得価格が20万円未満の資産については、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うことを選択した場合、対象外です（法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項）。
- (3) 平成20年4月1日以降、法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース（売買扱いとするファイナンスリース）資産で、取得価格が20万円未満のものは課税対象になりません。
- (4) 青色申告書を提出する中小企業者等が、租税特別措置法第28条の2、第67条の5を適用して取得した30万円未満の資産は、損金算入（即時償却）が認められますが、固定資産税では課税対象になりますので、償却資産の申告が必要です。
- (5) 上記表中の1、2、4の償却方法について、令和4年4月1日以降に取得し、貸付（主要な事業として行われるものを除く）の用に供する資産は当該償却方法の対象外です。

5 無形減価償却資産の取扱い

無形減価償却資産は、その資産が具体的に存在するものではない等の理由から、固定資産税が課税されません。

【無形減価償却資産の種類】 法人税法施行令13VIII 所得税法施行令6VIII

- ①鉱業権 ②漁業権（入漁権を含む） ③ダム使用権 ④水利権 ⑤特許権 ⑥実用新案権
⑦意匠権 ⑧商標権 ⑨ソフトウェア ⑩育成者権 ⑪公共施設等運営権 ⑫樹木採取権
⑬営業権 ⑭専用側線利用権 ⑮鉄道軌道連絡通行施設利用権 ⑯電気ガス供給施設利用権
⑰水道施設利用権 ⑱工業用水道施設利用権 ⑲電気通信施設利用権

6 農業用機械器具の申告について

農業に用いる機械、器具等も固定資産税の課税対象となります。

該当する資産を所有する方は、償却資産申告書の提出が必要です。

《申告が必要な農業用償却資産（具体例）》

資産の種類	主な農業用償却資産の例
建物	ビニールハウス、物置、資材置き場、ごみ置き場等
農機具	脱穀機、粃摺り機、乾燥機等
車両	大型特殊自動車 ※農耕作業用特殊車両の場合、最高速度35km/h以上のもの

7 太陽光発電設備の申告について

太陽光発電施設等の売電事業用設備についても、全量売電の資産及び事業者が設置した資産は固定資産税の課税対象となり、償却資産申告書の提出が必要です。

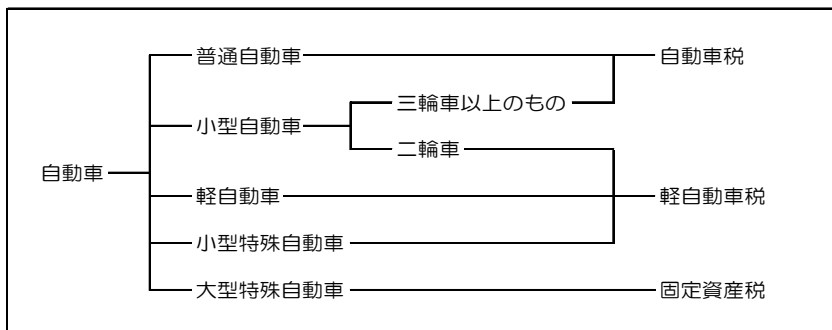
《申告が必要な太陽光発電設備》

	売電方法	利用状況	固定資産税
個人	余剰売電	発電した電気を住宅で使用し、余った電気を売電する	対象外 申告不要
	全量売電	発電した電気をすべて売電し、住宅で使用した電気と相殺する	課税対象 申告必要
事業者	余剰売電	発電した電気を事業所で使用し、余った電気を売電する	
	全量売電	発電した電気をすべて売電する	

8 車両の取扱いについて

車両のうち、償却資産の課税対象となるのは大型特殊自動車のみです。

自動車税又は軽自動車税の課税対象となる車両は、固定資産税の対象ではないため、償却資産申告書に記入しないよう御注意ください。



《特殊自動車の税区分》

種別	自動車の大きさ			最高速度	税区分
	長さ	幅	高さ		
小型特殊自動車	農耕作業用	制限なし	制限なし	制限なし	軽自動車税
	その他	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	
	大型特殊自動車	小型特殊自動車に該当しない特殊車両			

※大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0、00～09及び000～099」、「9、90～99及び900～999」などの車両）等

※小型特殊自動車は、公道を走らない場合でも軽自動車税の登録が必要です。

IV 特例資産について

償却資産の中には、法令の定めにより、固定資産税の課税標準額を減額できる特例の適用を受けるものがあります。

特例の適用を受ける資産を購入した場合は、必ず申告書の「11 課税標準の特例欄」を「有」とし、種類別明細書の適用欄に特例適用の法的根拠を記入の上、添付書類を提出してください。

特例の適用を受ける資産の例は、次の表のとおりです。

地方税法附則	固定資産の種類	特 例 率	適用期間	添付書類
第15条第25項第1号イ	再生可能エネルギー発電設備 (太陽光1,000kw未満) ・令和6年3月31日までに取得	3分の2	3年間	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書等
旧第64条	中小企業等が認定先端設備等導入計画に従って取得した一定の設備等 ・令和5年3月31日までに取得	0	3年間	先端設備等導入計画に係る申請書及び認定書の写し、工業会等による生産性向上要件証明書の写し等
第15条第45項 (賃上げ表明無し)	中小企業等が認定先端設備等導入計画に従って取得した一定の設備等 ・令和5年4月1日～令和7年3月31日までに取得	2分の1	3年間	先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し、先端設備等導入計画に係る投資計画に関する認定書(認定経営革新支援機関確認書)の写し、先端設備等導入計画に関する確認書(認定経営革新支援機関確認書)の写し、従業員の賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し(※賃上げしない場合は不要)
第15条第45項 (賃上げ表明有り)	中小企業等が認定先端設備等導入計画に従って取得した一定の設備等 ・令和5年4月1日～令和6年3月31日までに取得 中小企業等が認定先端設備等導入計画に従って取得した一定の設備等 ・令和6年4月1日～令和7年3月31日までに取得	3分の1	5年間	
		3分の1	4年間	

V 国税との主な違い

- 1 取得価額は、原則として国税の取扱いと同様です。
- 2 固定資産税の取扱いでは圧縮記帳の制度は認められておりません。国庫補助金等で取得した資産で取得価格を圧縮したものについては、申告書作成の際、圧縮前の取得価格を記入してください。
- 3 減価率は、原則として耐用年数表(財務省令)に掲げられた率となります。

《償却資産の取扱いに関する固定資産税と国税との比較》

項目	固定資産税	国税(所得税、法人税)
償 却 資 産 の 基 準 日	1月1日(賦課期日)	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	定率法(法人税法等の旧定率法で用いる償却率と同様)	建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制度
前 年 中 の 新 規 取 得 資 産	半年償却(1/2の減価率)	月割償却
圧 縮 記 帳	認められません	認められます
特 別 償 却 ・ 割 増 償 却	認められません	認められます
増 加 償 却	認められます	認められます
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の5%	備忘価格(1円)
改 良 費 (資 本 的 支 出)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分)	原則区分評価
中小企業者等の小額償却資産 損金算入(租税特別措置法)	認められません	認められます

※増加償却、陳腐化償却(耐用年数の短縮)の償却方法を適用している場合は、国税局長の承認を受けたことが証明できる書類を添付して申告してください。

VI 税額の算出方法

1 評価額及び税額

償却資産の評価額は、取得価額を基礎として取得後の経過年数に応ずる価値の減少を考慮して評価します。評価額が取得価格の5%になるまで、毎年、減価償却します。

$$\bullet \text{ 前年の評価額} \times \text{減価残存率} = \text{評価額}$$

※課税1年目は、半年償却

評価額から特例が適用される額を差し引いた額を課税標準額といい、これに税率を乗じたものが固定資産税の税額となります。

$$\bullet \text{ 評価額} \times \text{特例率} = \text{課税標準額}$$

$$\bullet \text{ 課税標準額} \times \text{税率1.4\%} = \text{税額}$$

※課税標準額の合計が150万円未満の場合、その年の固定資産税は課税されませんが、申告書の提出は必要です。

≪令和6年度税額算出計算例(概算)≫

資産名称	取得年月	取得価格	耐用年数	減価残存率	令和6年度評価額	課税標準額
舗装路面	令和5年9月	3,700,000円	15年	0.929 ※課税1年目	取得価格×0.929 =3,437,300円	3,437,300円 ※特例なし
エアコン	令和4年2月	700,000円	6年	0.681 ※2年目以降	取得価格×0.840 ※前年評価額× 0.681=400,428円	400,428円 ※特例なし
合計						3,837,728円
課税標準額の合計(1,000円未満切り捨て)×税率1.4%						53,700円

2 減価率及び減価残存率表

耐用年数	減価残存率			耐用年数	減価残存率			耐用年数	減価残存率		
	減価率	1年目	2年目以後		減価率	1年目	2年目以後		減価率	1年目	2年目以後
		r	1-r/2			1-r	r			1-r/2	1-r
2	0.684	0.658	0.316	15	0.142	0.929	0.858	28	0.079	0.960	0.921
3	0.536	0.732	0.464	16	0.134	0.933	0.866	29	0.076	0.962	0.924
4	0.438	0.781	0.562	17	0.127	0.936	0.873	30	0.074	0.963	0.926
5	0.369	0.815	0.631	18	0.120	0.940	0.880	31	0.072	0.964	0.928
6	0.319	0.840	0.681	19	0.114	0.943	0.886	32	0.069	0.965	0.931
7	0.280	0.860	0.720	20	0.109	0.945	0.891	33	0.067	0.966	0.933
8	0.250	0.875	0.750	21	0.104	0.948	0.896	34	0.066	0.967	0.934
9	0.226	0.887	0.774	22	0.099	0.950	0.901	35	0.064	0.968	0.936
10	0.206	0.897	0.794	23	0.095	0.952	0.905	36	0.062	0.969	0.938
11	0.189	0.905	0.811	24	0.092	0.954	0.908	37	0.060	0.970	0.940
12	0.175	0.912	0.825	25	0.088	0.956	0.912	38	0.059	0.970	0.941
13	0.162	0.919	0.838	26	0.085	0.957	0.915	39	0.057	0.971	0.943
14	0.152	0.924	0.848	27	0.082	0.959	0.918	40	0.056	0.972	0.944

※耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表1、2、5及び6が適用されますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

①中古見積耐用年数・・・同省令第3条の規定により見積もった耐用年数

②短縮耐用年数・・・法人税法施行令第57条の規定により耐用年数の短縮について、国税局長の承認を受けたときは当該耐用年数

VII 記入例

令和〇年〇月〇日 令和〇年度

債却資産申告書（債却資産課税台帳）

提出日、課税年度、住所、氏名（名称及び代表者氏名）等を記入してください

島田市〇〇町〇〇

株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇

3 個人番号又は法人番号
4 事業種目（資本等の金額）
5 事業開始年月
6 この申告に回答する者の氏名
7 税理士等の氏名

8 短縮耐用年数の承認 有・無
9 増加債却の届出 有・無
10 非課税該当資産 有・無
11 課税標準の特例 有・無
12 特別償却又は圧縮記帳 有・無
13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法
14 青色申告 有・無

15 市(区) 町村内に
おける事業
所等資産の
所在地

16 借用資産 貸主の名称等
(有・無)

17 事業用家屋の
所有区分 自己所有 借家

18 備考（添付書類等）
令和〇年〇月〇日清算完了
〇〇〇〇 〇年〇月死亡により廃業
〇〇〇〇から相続（承継）
〇年〇月新規事業開始
令和〇年〇月〇日商号変更
旧) 〇〇〇〇〇〇 → 新) 〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇の特例適用有り税法第349条の〇〇
新規取得、添付書類有り

資産の種類 取得価格 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に取得したもの(ハ) 計(イ)-(ロ)+(ハ)-(ニ)

5 車両及び運搬具
6 工具、器具及び備品
7 合計

減少、取得した資産等の取得価額（種類ごとの合計）を記入してください

廃業、商号変更等をした場合、その内容を記入してください
個人事業者が亡くなった場合には、親族が事業廃止の申告書を提出してください。
また、事業を相続する場合、新事業者は新規に事業開始の申告書を提出してください。
特例の適用を受ける資産がある場合、特例の名称、該当する規定の条項番号等を記入してください
特例の適用を受ける資産を新規取得した場合、そのことを示す書類の写しを添付してください

※所有者コード ※ 令和〇年度 種類別明細書（増加資産・全資産用） 所有者名 株式会社 〇〇〇〇

課税年度、所有者名等を記入してください

減少した資産に取消線を引き、摘要欄に、資産の処分状況を記入してください

行	数量	取得年月	取得価格	課税標準額	増加事由	摘要
	〇	RO.O	〇〇〇〇〇〇	〇	1・2 3・4	
	〇	RO.O	〇〇〇〇〇〇	〇	1・2 3・4	
3	〇	RO.O	〇〇〇〇〇〇	〇	1・2 3・4	
4	〇	RO.O	〇〇〇〇〇〇	〇	1・2 3・4	〇年〇月 廃業
5						
6						
7	〇	RO.O	〇〇〇〇〇〇	〇	① 3・4	〇〇〇〇 の特例
8	〇	RO.O	〇〇〇〇〇〇	〇	①・2 3・4	〇〇〇〇 の特例
9	〇	RO.O	〇〇〇〇〇〇	〇	1・② 3・4	
10	〇	RO.O	〇〇〇〇〇〇	〇	1・② ③・4	
11					1・2	
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
小計						

取得した資産の内容を記入してください

特例の適用を受ける資産を新規取得した場合、その旨を摘要欄に記入し、特例に該当することがわかる書類の写しを添付してください

「増加事由」の欄は 1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受け入れ 4 その他 いずれかに〇印を付けてください

注意 「増加事由」の欄は 1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受け入れ 4 その他 いずれかに〇印を付けてください

VIII 提出方法・調査等に関するお知らせ

1 提出方法

- (1) 窓口 平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に、島田市役所 課税課（本庁舎2階2番窓口）で受け付けます。
- (2) 郵送 〒427-8501 静岡県島田市中心1番の1
島田市役所 行政経営部 課税課 資産税担当 宛
※控えが必要な場合は、申告書（写し）と切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。
- (3) eLTAX 手続き等の詳細は、eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）で御確認ください。

2 提出する書類

《今まで申告されたことがある方》

○ = 申告が必要 × = 申告不要

申告区分	償却資産 申告書	種類別 明細書	記入事項
資産増減なし	○	×	申告書の（イ）欄の数値を（二）欄に御記入いただき、「18 備考」に「増減なし」と御記入ください。
資産増減あり	○	○	申告書の（イ）～（二）欄の数値を訂正いただき、種類別明細書には増加資産がある場合は追記、減少資産がある場合は朱線で訂正してください。

《初めて申告をする方》

申告区分	償却資産 申告書	種類別 明細書	記入事項
申告する資産がある方	○	○	種類別明細書には、島田市内に所在する全ての資産を御記入ください。
申告する資産がない方	○	×	申告書の「18 備考」欄に、「該当資産なし」と御記入ください。

※様式は島田市ホームページでもダウンロードが可能です。

※電算処理により申告される方は、対象となる償却資産全ての申告をお願いします。

3 調査協力をお願い

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条（固定資産税に係る徴税吏員等の質問検査権）及び第408条（固定資産の实地調査）の規定に基づき、实地調査を行うことがあります。

また、地方税法第354条の2の規定に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがありますので、御理解と御協力をお願いします。

なお、調査に伴い、資産の申告漏れ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがあります。

4 過年度への遡及について

申告内容の修正や資産の申告漏れがあった場合は、地方税法第17条の5第5項及び第7項の規定に基づき、過年度（最大で5年度分。偽りその他不正の行為により課税を免れた場合は、最大7年度分。）に遡って課税されることがあります。

なお、過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期とは異なり、納期は1回となりますので御留意ください。

IX 償却資産申告に関する Q & A

Q 1 なぜ、償却資産の申告を市にしなければいけないのですか？

→土地や家屋のような登記制度がないため、地方税法第383条の規定により、所有者は毎年1月1日現在（賦課期日）の資産を市に申告する義務があります。

Q 2 資産の内容に変化がなくても申告は必要でしょうか？

→お手数ですが、申告書右下の「18 備考」欄に「増減なし」と御記入の上、必ず申告書を御提出ください。

Q 3 現在使用していない資産も、申告の対象になりますか？

→稼働を休止している資産（遊休資産）であっても、その休止期間中に必要な維持補修が行われており、いつでも事業の用に供することができるものは申告の対象になります。

Q 4 減価償却が済んだ資産も申告する必要はありますか？

→法定耐用年数を過ぎ、減価償却が済んだ償却資産も、事業の用に供している限り申告が必要です。固定資産における償却資産の評価額の最低限度は、取得価格の5%です。

Q 5 自動車は償却資産として申告する必要がありますか？

→要件にあてはまる大型特殊自動車は申告の対象となりますが、乗用車や小型特殊自動車等は対象にはなりません。

Q 6 リース資産は申告の対象になりますか？

→基本的にリース会社に申告していただきますが、リース期間終了後、無償で譲渡されることを条件に借りている場合や割賦契約の場合は、借主が申告する必要があります。

Q 7 店舗を借りて事業をしています、どのようなものが申告対象になりますか？

→事業の用に供されている機械及び装置、工具、機具及び備品などのほか、貸店舗等に施工した電気設備や内装工事等が、借りている方の償却資産として申告する必要があります。

〒427-8501

静岡県島田市中心1番の1

島田市役所 課税課 資産税担当 行

（償却資産申告書 在中）

←郵送で申告書を提出される方は、左のラベルを切り取り、封筒に貼り付けて送付してください。